

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

217

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。

具体的な支障事例

県は、毎年、厚生労働省の委託を受け、統計法に基づく一般統計調査「地域児童福祉事業等調査」を実施している。調査目的は、認可保育施設、認定こども園、認可外保育施設等の現状把握や、保育所利用世帯の状況等の把握で、県は市町(中核市除く)を通じて施設及び施設を利用する世帯に対して調査を実施している。なお、国との委託契約については、県が契約事務を担当しており、支出負担行為担当官として国と県、国と中核市間の契約書等を作成している。

例年あらかじめ実施が予定されている調査であり、また、年度末に実施しなければならない調査内容ではないと考えられていたが、調査の実施スケジュールが毎年遅延しており、例年、契約事務と調査業務を県・市町も保育関係施設も多忙である年度末に実施しなければならず、負担となっている。また、調査対象の施設が協力を拒否する事例もあり、統計の正確性が確保できなくなっている。

そのため、11月末までには実施を依頼していただくようスケジュールを見直していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査自体の必要性も検証した上で調査スケジュールを見直すことにより、県・中核市及び調査対象となる施設や子育て世帯等にとって、必要な調査時間が確保でき、調査の質が向上する。

根拠法令等

地域児童福祉事業等調査要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、千葉県、横浜市、長野県、浜松市、豊田市、京都市、大阪市、鳥取県、宮崎県、宮崎市、指宿市

○年度末に依頼されることにより、調査時間が十分に確保できない。また、協力を得られない調査対象施設も存在し、調査依頼時期及び時間の短さが影響していると考えられる。11月末頃に依頼していただければ、協力をいただけていない施設への勧奨等の取組を行う時間も確保でき、調査の質の向上を図ることができると考えられる。

○当市においても、昨年度は年度末の多忙な時期に対応することとなった。調査自体の事務負担もあるが、契

約及び実績報告等の事務負担も受託金額の割に大きい。国勢調査のような定期的に行われる(時系列比較ができる)統計とは異なり、毎年テーマが異なることからしても、無理に毎年行う必要はなく、必要なときに行えば良いと考える。我が国の統計調査の信頼が揺らいでいる状況下でもあるので、いたずらに調査数を増やすよりも、提案にあるとおり調査自体の必要性を検討した上で、余裕を持ったスケジュールで真に必要な調査のみ実施してほしい。

○当市においても、施設への依頼が年度末近くになることもあり、調査回答に十分な時間を充てることができない状況である。

○当市でも同様の事例あり。

各府省からの第1次回答

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的としており、市町村事業・認可外保育施設・認可外保育施設利用世帯向けに調査を行っている。市町村における保育等については、自治事務であり、その実施形態が多様化している一方、規制緩和の要請が高まってきているなか、既に実施した規制緩和の進捗状況及び地域格差状況を把握する必要があることや、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等の推進に資する上での基礎資料を得るために必要な調査である。今後は調査の必要性を検討し真に必要な調査を適切な時期に実施する。

また、本調査は政府統計調査であり、調査実施に際し総務省からの承認が必要となるため、承認に時間を要することがあるが、今後も調査企画や総務省への申請の早期化に努め、総務省からの承認が得られ次第早急に依頼することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査の必要性及び実施時期について御検討いただける旨の御回答をいただき幸甚です。調査の実施時期については、今年度から早期化していただけますよう、よろしくお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

本調査について、調査項目の簡素化など、必要な検討を進めてまいりたい。

なお、本調査については現在総務省へ申請中であり、総務省から承認が得られ次第早急に依頼することとしており、調査スケジュールについて必要な調査時間が確保できるよう努めてまいりたい。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(49) 地域児童福祉事業等調査

地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。